

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る 関係規則等の改正案及び意見公募の実施

令和5年12月13日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、デジタル原則¹を踏まえたアナログ規制の見直し等に関し、改正が必要となる法令等についての了承を諮るとともに、当該案に対する意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・点検規制」等の代表的な7項目のアナログ規制（参考2参照）について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第6回デジタル臨時行政調査会（令和4年12月21日）の場で「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受けて、令和4年第61回原子力規制委員会（令和4年12月28日）において、原子力規制委員会が所管する規制について、見直しを要する条項とされた213件の対応方針について報告を行った（参考3参照）。

そのほか、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により新設された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条の規定内容を踏まえ、関係する規則及びガイドの改正案等を作成した。

3. 関係する規則及びガイドの改正案等（委員会了承事項）

以下に示す改正案等について、了承いただきたい。

(1) デジタル原則を踏まえた関係規則及びガイドの改正【別紙1、別紙2及び別紙3】

① 記録媒体を指定する規定の見直し（見直しを要する条項 3件）

- 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成24年原子力規制委員会規則第3号）における磁気ディスク等を指定する規定等について、クラウドの利用が可能であることを明確化する改正を行う。

¹ 令和3年11月に「デジタル臨時行政調査会」が発足し、同年12月、同調査会にて、「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現し、デジタル改革、行政改革、規制改革の全てに通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」を策定した。デジタル原則に適合したデジタル社会の実現を目指して、各府省庁とも連携し、構造改革に取り組んでいくこととしている。

② 目視規制のうち「見張人」の規定の見直し（見直しを要する条項 29 件）

- 原子炉等規制法関係規則²、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）のいずれにおいても、工場又は事業所における核燃料物質等、放射性同位元素等などの運搬においては、見張人を配置すること等による立入制限措置を講じることとされている。また、危険時の措置として、核燃料物質、放射性同位元素等を他の場所に移した場合等には、その場所に見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止することとされている。
- これらの規定はいずれも、核燃料物質等、放射性同位元素等などの周囲に人がみだりに立ち入ることを制限するよう求めるものであって、「人」を配置することを明示的に求めるものである。他方、例えば、十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラを利用して人間が常時遠隔監視するなど、「見張人」が行う場合と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、デジタル技術の活用を排除する必要はない。
- 状況に応じた適切な立入制限措置を講ずるため、どのような手段を用いるかについては、事業者自らが主体的に判断すべき事柄であることから、関係規則において、縄張り、標識の設置、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行う。
- また、事業所内運搬を定める規則の規定を改正することを受けて、当該改正後の規定の趣旨を明確化するため、無用な被ばくを防ぐ観点等から、適切な立入制限措置を講ずる必要がある旨を現行の「保安措置ガイド」³IX. 及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」⁴に追記する改正を行う。

③ 目視規制のうち「巡視」の規定に係るガイドの見直し（見直しを要する条項 23 件）

- 原子炉等規制法関係規則⁵においては、施設の巡視に関することを含めて施設管理実施計画を策定し、当該計画に従って施設管理を実施することとされている。
- 当該計画に従って、目視及び人の判断による巡視が従前より行われているが、原子炉等規制法関係規則の規定は「巡視」という行為を求めるものであり、デジタル技術を活用した巡視活動を排除するものではない。

² 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）等（別紙 4 1. a-1 ①及び②の法令名参照）

³ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1912257 号-7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））

⁴ 「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」（原規放発第 2303299 号（令和 5 年 3 月 29 日原子力規制委員会決定））

⁵ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）等（別紙 4 1. a-1 ③の法令名参照）

- 今般、デジタル原則を踏まえて、人が行う場合と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、判断の自動化まで含め、デジタル技術を活用することが可能である旨、当該「巡視」の解釈の見直しを図ることとする。
- 具体的には、現行の「保安措置ガイド」VI. 4. のうち、「ウ. 巡視の計画及び実施（第4号ハ）」には、「保全に従事する者が毎日1回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週1回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、上記の解釈の明確化を図るため、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行う。⁶

(2) 法令上の解釈の明確化（見直しを要する条項 206 件※上記（1）②及び③との重複を含む。）【別紙4】

別紙4の1. 及び2. の表に掲げる、7項目のアナログ規制に関し原子力規制委員会が所管する法令⁷の条項については、以下のように、法令上の解釈の明確化を図る。

- これらの条項は、デジタル技術の活用の可否について、規定上明示していないが、デジタル技術の活用を一律に否定しているものではない。技術基準等に定める規制上の要求事項が満たされる場合には、これらの条項によってデジタル技術の活用が妨げられるものではなく、一義的に事業者の選択に委ねられる。
- これらの条項に関し、事業者がデジタル技術の活用を選択する場合には、当該デジタル技術の活用により規制上の問題や懸念が生じないことを、必要に応じて法令に基づく審査や検査等により確認することとなるが、その際、事業者は当該デジタル技術が規制上の要求事項を満たすことを十分に示す必要があり、これが適切に示されない場合には、当該デジタル技術の活用は認められない。
- 登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号）第18条第1項第2号イに定める定期検査の方法等、原子力規制委員会の登録を受けた者が実施するものについても、デジタル技術の活用が妨げられるものではない。そのデジタル技術が業務の実施上適切なものであるかを、法令に基づく審査及び検査等により確かめることとなるが、その際、登録を受けた者は、そのデジタル技術が要求事項を満たすことを十分に示す必要があり、これが適切に示されない場合には、当該デジタル技術の活用は認められない。
- また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の33第1項に基づき原子力規制委員会が実施する実地調査等についても、デジタル技術の活用が妨げられるものではない。

⁶ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第12条第3号ハ及びヘに定める「巡視」については、関連するガイド類が定められていないため、デジタル技術の活用が可能であるとの法令解釈を本原子力規制委員会資料に示すことをもって、対応することとする。

⁷ 今回の見直し対象となっている原子力規制委員会の所管法令の条項には、別紙4に掲げるもののほか、原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）の目視規制と定期検査に関する4つの条項があるが、これらについては主管する経済産業省と調整中。

(3) 併せて実施する規則及びガイドの改正【別紙1、別紙2及び別紙3】

① 処分通知等において利用可能な電子署名等の制限の緩和

- 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和2年原子力規制委員会規則第22号）を改正し、電子署名の定義に、政府認証基盤（GPKI）の官職証明書や地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の職責証明書に基づく電子署名を追加し、電子情報処理組織による処分通知等においてこれらの利用が可能であることを明確化するとともに、電子証明書の添付に係る規定を削除し、電子証明書の作成を前提としていない立会人型電子署名の利用を可能とする。

② その他記載の適正化等

- 今回、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」及び「保安措置ガイド」を改正することから、併せて、誤記等の訂正を目的とした改正を行う。
- また、「保安措置ガイド」については、日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」（JEAC 4620-2020）を取り込むための改正も行う。

4. 意見公募の実施（委員会了承事項）

上記3. の内容のうち、別紙1について、行政手続法（平成5年法律第88号）の命令等に該当するため、行政手続法第39条第1項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。また、上記3. の内容のうち、別紙2及び別紙3についても、同様に以下の期間及び方法のとおり、任意の意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間： 令和5年12月14日から令和6年1月12日まで（30日間）

実施方法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

5. 今後の予定

令和6年3月頃を目途に、関係規則及びガイドの改正の決定について原子力規制委員会に付議する。

（添付資料）

別紙1	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（案）
別紙2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（案）
別紙3	放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの一部改正について（案）
別紙4	デジタル原則を踏まえた対応一覧

- 参考 1 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（7 項目のアナログ規制）
のうち原子力規制委員会が所管する法令
- 参考 2 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（別紙） 抜粋
- 参考 3 令和 4 年第 61 回原子力規制委員会（令和 4 年 12 月 28 日）資料 4

(案)

○原子力規制委員会規則第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（電磁的記録による保存）</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上覧に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録</p>	<p>（電磁的記録による保存）</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上覧に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー</p>

に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されて

・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されて

<p>2 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>2 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>
--	--

(原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用し、て手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 (略)

2 5 7 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

二 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 (略)

2 5 7 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

2 (略)

(電磁的記録による作成等)

第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等はクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2|| 行政機関等が、原子力規制委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 (略)

(電磁的記録による作成等)

第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録する方法により作成等を行うものとする。

(新設)

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第三条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限するこ</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用</p>

<p>と。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	--

(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)

第四条 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(危険時の措置)	<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 (略)</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 (略)</p> <p>二～四 (略)</p>

第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

- 一 （略）
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三〇六 （略）

第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

- 一 （略）
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 （略）

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第五条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年 総 理 府 令 第 一 号）
通商産業省
の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改

正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(危険時の措置)</p> <p>第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>

(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所等における運搬の基準)</p> <p>第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならぬ応急の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、</p>	<p>(事業所等における運搬の基準)</p> <p>第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならぬ応急の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、</p>

必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

六 (略)

2 (略)

必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 (略)

2 (略)

(国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正)

第七条 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

(電磁的方法による保存)

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)をいう。第四条の二十一第一項及び第十条において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))及び別記様式第三十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

(電磁的方法による保存)

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)をいう。第四条の二十一第一項において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(光ディスクによる手続)

第十条 第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX〇六一〇及びX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)及び別記様式第三十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出いたします。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

(削る)

備考 1 (略)

- 2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2 以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 5 (略)

光ディスク提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による報告書を記録した光ディスクを次のとおり提出いたします。

- 1 光ディスクに記録された事項
- 2 光ディスクと併せて提出される書類
- 3 光ディスクの種類 (CD又はDVDの別)

備考 1 (略)

- 2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。
- 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 5 (略)

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第八条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>

254 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三5六 (略)

254 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三5六 (略)

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第九条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p>

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三五六 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三五六 (略)

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正)

第十条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(危険時の措置)

第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

二〇四 (略)

(危険時の措置)

第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、その場所の周囲に縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

二〇四 (略)

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正)

第十一条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(危険時の措置)</p> <p>第二十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第二十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十二条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。</p>

<p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	---

(船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則の一部
改正)

第十三条 船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則 (昭和五十三年運輸省令第七十号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（原子力船等において行われる運搬）</p> <p>第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険時の措置）</p>	<p>（原子力船等において行われる運搬）</p> <p>第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険時の措置）</p>

<p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	--

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十四条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十三条 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十三条 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p>

ない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三〇六 (略)

ない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正)

第十五条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和

六十三年総理府令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p>

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第十六条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p>

<p>一〇六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	--

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十七条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二

号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>

254 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三5六 (略)

254 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三5六 (略)

(核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正)

第十八条 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(危険時の措置)</p> <p>第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 〃六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には繩を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 〃六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十九条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（事業所において行われる運搬）</p> <p>第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>（事業所において行われる運搬）</p> <p>第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>

<p>七〇九 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>七〇九 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	---

(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正)

第二十条 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成二十四年 文部科学省 経済産業省 令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>2 (略)</p> <p>(放射線量の記録等) 第十条 法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は出力装置の映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(放射線量の記録等) 第十条 法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書、磁気テープその他の記録媒体に記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は画面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規

則の一部改正)

第二十一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員</p>

<p>二 五 四 (略)</p> <p>八 十 (略)</p> <p>七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬 に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>二 五 四 (略)</p> <p>八 十 (略)</p> <p>七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、 運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の 車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置 すること。</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I. ～V. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画 (第1項第4号) (略)</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施 (第4号ハ)</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、<u>毎日1回以上</u> (廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上) の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>	<p>I. ～V. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画 (第1項第4号) (略)</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施 (第4号ハ)</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、<u>保全に従事する者が毎日1回以上</u> (廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上) の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>

<p>エ. ～ク. (略)</p> <p>5.・6. (略)</p> <p>7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)</p> <p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び<u>長期施設管理方針</u>の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p> <p>非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。</p> <p>VII. ・VIII. (略)</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>運搬や廃棄については、表1に記載している規則の<u>条項において、工場又は事業所内での活動を規定している。</u></p> <p><u>工場又は事業所での運搬については、無用な被ばくを防ぐ観点等から、監視、警告等による確実な方法により、運搬物の運搬経路において、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する必要がある。</u></p> <p>また、<u>原子力事業者等</u>に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工</p>	<p>エ. ～ク. (略)</p> <p>5.・6. (略)</p> <p>7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)</p> <p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び<u>長期保守管理方針</u>の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p> <p>非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。</p> <p>VII. ・VIII. (略)</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>運搬や廃棄については、表1に記載している規則の<u>条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等</u>に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和53年総理府令第57号)」において事業所外での運搬、廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認と</p>
--	--

場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）」において事業所外での運搬、廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. （略）

表 1～2 （略）

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

しては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. （略）

表 1～2 （略）

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視※ ¹	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視※ ¹
(略)	(略)	(略)	(略)
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2相ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～3 (略)

表4-1～6 (略)

別記1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

① (略)

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))の「第35条(安

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視※ ¹	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視※ ¹
(略)	(略)	(略)	(略)
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2層ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～3 (略)

表4-1～6 (略)

別記1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

① (略)

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)の「第35条(安全保護装置)」の「4」に

<p>全保護装置)」の「4」に記載されている「(別記-11)」に基づいた「<u>日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)</u>」又は「<u>日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC 4620-2020)</u>」の要求事項に従って文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。</p> <p>○技術基準第 38 条第 5 項 (制御室居住性) (略)</p> <p>別記 2・3 (略)</p>	<p>記載されている「<u>日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)</u>」の要求事項に準じた文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。</p> <p>○技術基準第 38 条第 5 項 (制御室居住性) (略)</p> <p>別記 2・3 (略)</p>
---	---

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの一部改正について

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド（原規放発第 2303299 号（令和 5 年 3 月 29 日原子力規制委員会決定））の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

別表 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第5章 放射線障害の防止のために行うべきその他の事項 第1節～第6節 (略) 第7節 危険時の措置等 I. 危険時の措置等に係る法令の規定 1. 危険時の措置</p> <p>許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。以下本節において同じ。）は、所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、直ちに、応急の措置⁵⁷を講じなければならない（法第33条第1項及び規則第29条）。</p> <p>また、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない（法第33条第2項）。</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等（表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。）は、危険時の措置及び放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項並びに規則第21条第1項第12号及び第13号）。</p> <p>さらに、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成30年原子力規制委員会告示第2号。以下「防災告示」という。）第1条に</p>	<p>第5章 放射線障害の防止のために行うべきその他の事項 第1節～第6節 (略) 第7節 危険時の措置等 I. 危険時の措置等に係る法令の規定 1. 危険時の措置</p> <p>許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。以下本節において同じ。）は、所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、直ちに、応急の措置を講じなければならない（法第33条第1項及び規則第29条）。</p> <p>また、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない（法第33条第2項）。</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等（表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。）は、危険時の措置及び放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項並びに規則第21条第1項第12号及び第13号）。</p> <p>さらに、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成30年原子力規制委員会告示第2号。以下「防災告示」という。）第1条に</p>

定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者にあつては、応急の措置を講ずるために必要な事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第14号）。

なお、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合においては、その内容に応じて原子力規制委員会等の関係機関へ報告をしなければならない（法第31条の2）。

脚注

⁵⁷ 規則第29条第5号に規定する「関係者以外の者の立入りを禁止する」措置として、例えば、放射性同位元素等に移した場所の周囲に縄を張ることや標識等を設けること、現場の状況に応じて見張りを行うこと等が考えられる。

2. 災害時の措置（危険時の措置を除く。）

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置のほかに、地震、火災その他の災害が起こった時の措置に関することについて放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第11号）⁵⁸。

これは、必ずしも放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生という事態に直結するものではないものの、地震、火災その他の災害が起こった時の初動対応に係る体制、放射性同位元素等及び放射線施設の点検等の必要な措置を

定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者にあつては、応急の措置を講ずるために必要な事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第14号）。

なお、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合においては、その内容に応じて原子力規制委員会等の関係機関へ報告をしなければならない（法第31条の2）。

脚注

（新設）

2. 災害時の措置（危険時の措置を除く。）

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置のほかに、地震、火災その他の災害が起こった時の措置に関することについて放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第11号）⁵⁷。

これは、必ずしも放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生という事態に直結するものではないものの、地震、火災その他の災害が起こった時の初動対応に係る体制、放射性同位元素等及び放射線施設の点検等の必要な措置を

あらかじめ定めておくことを求めるものである。

脚注

⁵⁸ (略)

II. (略)

第8節 業務の改善等

I. 業務の改善等に係る法令の規定

1. (略)

2. 業務の改善等に位置付けられる措置

(1) (略)

(2) 放射線防護の最適化の原則と業務の改善等

例えば、法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、更に合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする自主的な活動は、放射線防護の最適化の原則⁵⁹に基づくものであり、業務の改善等の一つとして位置付けられる最も象徴的な取組である。

脚注

⁵⁹ (略)

II. 業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

特定許可使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）の規定に基づき、マネジメント層⁶⁰を含め、業務の改善を確実に、

あらかじめ定めておくことを求めるものである。

脚注

⁵⁷ (略)

II. (略)

第8節 業務の改善等

I. 業務の改善等に係る法令の規定

1. (略)

2. 業務の改善等に位置付けられる措置

(1) (略)

(2) 放射線防護の最適化の原則と業務の改善等

例えば、法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、更に合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする自主的な活動は、放射線防護の最適化の原則⁵⁸に基づくものであり、業務の改善等の一つとして位置付けられる最も象徴的な取組である。

脚注

⁵⁸ (略)

II. 業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

特定許可使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）の規定に基づき、マネジメント層⁵⁹を含め、業務の改善を確実に、

かつ、適正に履行していることを確認する。

また、許可届出使用者（特定許可使用者を除く。）、届出販売業者、届出貨業者及び表示付認証機器届出使用者については、業務の改善等を講ずる責務を負うにとどまり、法令上の具体的な義務が課されていないものの、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえ、業務の改善等に係る諸活動⁶⁰の取組状況を確認するものとする。

業務の改善等に係る確認において、放射線検査官が参考とし得る事項を別記5-8-1に示す。

脚注

⁶⁰ (略)

⁶¹ (略)

2. (略)

第6章 廃止等に伴う措置

1. 使用の廃止等に係る法令の規定

1. (略)

2. 使用の廃止等に伴う措置

許可取消使用者⁶²は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「廃止措置」という。）を講じなければならない（法第28条第1項）。

また、許可取消使用者等が、法第28条第1項の規定により、講じなければならない措置は、下表の左欄に応じて右欄に示すとおりである（規則第2

かつ、適正に履行していることを確認する。

また、許可届出使用者（特定許可使用者を除く。）、届出販売業者、届出貨業者及び表示付認証機器届出使用者については、業務の改善等を講ずる責務を負うにとどまり、法令上の具体的な義務が課されていないものの、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえ、業務の改善等に係る諸活動⁵⁹の取組状況を確認するものとする。

業務の改善等に係る確認において、放射線検査官が参考とし得る事項を別記5-8-1に示す。

脚注

⁵⁹ (略)

⁶⁰ (略)

2. (略)

第6章 廃止等に伴う措置

1. 使用の廃止等に係る法令の規定

1. (略)

2. 使用の廃止等に伴う措置

許可取消使用者⁶¹は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「廃止措置」という。）を講じなければならない（法第28条第1項）。

また、許可取消使用者等が、法第28条第1項の規定により、講じなければならない措置は、下表の左欄に応じて右欄に示すとおりである（規則第2

6 条第 1 項)。

区分	実施すべき廃止措置の内容
(略)	(略)
措置の概要	
(略)	

脚注

⁶² (略)

3. ～ 5. (略)

II. 廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

(1) 廃止措置の実施 (略)

(2) 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄事業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなされ、法第 28 条第 7 項に規定するところにより、法の規定の適用を受ける（特定放射性同位元素の防護又は罰則に係る規定の適用を除き、主なものを下記①から⑧までに示す。）。

このため、許可取消使用者等の措置については、それぞれに該当する法令の規定への適合又は履行状況を確認する。それらに係る立入検査対象事項は、本ガイドの各章に示す事項と同様とする。

① 保管の基準等（法第 16 条）⁶³

②～⑨ (略)

6 条第 1 項)。

区分	実施すべき廃止措置の内容
(略)	(略)
措置の概要	
(略)	

脚注

⁶¹ (略)

3. ～ 5. (略)

II. 廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

(1) 廃止措置の実施 (略)

(2) 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄事業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなされ、法第 28 条第 7 項に規定するところにより、法の規定の適用を受ける（特定放射性同位元素の防護又は罰則に係る規定の適用を除き、主なものを下記①から⑧までに示す。）。

このため、許可取消使用者等の措置については、それぞれに該当する法令の規定への適合又は履行状況を確認する。それらに係る立入検査対象事項は、本ガイドの各章に示す事項と同様とする。

① 保管の基準等（法第 16 条）⁶²

②～⑨ (略)

脚注

⁶³ (略)

2. (略)

第7章 (略)

第8章 その他

I. ～IV. (略)

V. 確認した事実等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 立入検査結果に係る通知

立入検査結果のうち、上記3. の改善を求める事項については、書面により受検者に通知する（別記8-2参照）⁶⁴。

また、廃止措置については、立入検査により、法第28条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする（別記8-3参照）⁶⁵。

脚注

⁶⁴ (略)

⁶⁵ (略)

別記

脚注

⁶² (略)

2. (略)

第7章 (略)

第8章 その他

I. ～IV. (略)

V. 確認した事実等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 立入検査結果に係る通知

立入検査結果のうち、上記3. の改善を求める事項については、書面により受検者に通知する（別記8-2参照）⁶³。

また、廃止措置については、立入検査により、法第28条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする（別記8-3参照）⁶⁴。

脚注

⁶³ (略)

⁶⁴ (略)

別記

< 第 4 章関係 >

別記 4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第 18 条第 1 項)	基準への適合性確認のための方法例 (規則第 18 条第 1 項の基準を適用しない 事業所等内運搬については、表外の注記を参 照。)	
	記録等により確認する 場合	実地に確認する場合
(略)	(略)	(略)
運搬物の運搬経路におい ては、運搬に従事する者以 外の者及び運搬に使用す る車両以外の車両の立入 りを制限すること (第 6 号)。	第 4 章 II. 1. に示す立 入検査対象事項及び検 査手法に基づき確認す る。	立入制限に係る措置 (標識の設置、見張り 等) 状況を目視等によ り確認する。 現場において録取作成 されている記録がある 場合には、必要に応じ それらを照査するとと もに、責任者、担当者等 より説明を聴取して確 認する。
(略)	(略)	(略)

※1、※2 (略)

注 (略)

別記 4-2、別記 4-3 (略)

< 第 5 章関係 >

第 1 節関係

別記 5-1-1、別記 5-1-2 (略)

別記 5-1-3 定期講習の受講⁶⁶

区分	選任前後における受講 履歴の有無等	受講すべき時期

< 第 4 章関係 >

別記 4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第 18 条第 1 項)	基準への適合性確認のための方法例 (規則第 18 条第 1 項の基準を適用しない 事業所等内運搬については、表外の注記を参 照。)	
	記録等により確認する 場合	実地に確認する場合
(略)	(略)	(略)
運搬物の運搬経路におい ては、標識の設置、見張人 の配置等の方法により、運 搬に従事する者以外の者 及び運搬に使用される車 両以外の車両の立入りを 制限すること (第 6 号)。	第 4 章 II. 1. に示す立 入検査対象事項及び検査 手法に基づき確認す る。	立入制限に係る措置状 況を目視等により確認 する。 現場において録取作成 されている記録がある 場合には、必要に応じそ れらを照査するととも に、責任者、担当者等よ り説明を聴取して確認 する。
(略)	(略)	(略)

※1、※2 (略)

注 (略)

別記 4-2、別記 4-3 (略)

< 第 5 章関係 >

第 1 節関係

別記 5-1-1、別記 5-1-2 (略)

別記 5-1-3 定期講習の受講⁶⁵

区分	選任前後における受講 履歴の有無等	受講すべき時期

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

※ (略)

脚注

⁶⁶ (略)

第3節関係

別記5-3-1 (略)

別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

教育及び訓練の項目	行わなければならない時間数 ⁶⁷
(略)	(略)

脚注

⁶⁷ (略)

第6節関係 (略)

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項

以下に示す事項は、立入検査において放射線検査官が参考とし得る事項を例示するものであって、「業務の改善」として位置付ける措置の範囲や内容を限定するものではない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

※ (略)

脚注

⁶⁵ (略)

第3節関係

別記5-3-1 (略)

別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

教育及び訓練の項目	行わなければならない時間数 ⁶⁶
(略)	(略)

脚注

⁶⁶ (略)

第6節関係 (略)

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項

以下に示す事項は、立入検査において放射線検査官が参考とし得る事項を例示するものであって、「業務の改善」として位置付ける措置の範囲や内容を限定するものではない。

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他、「業務の改善」として位置付けて活動しているもの⁶⁸</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他、「業務の改善」として位置付けて活動しているもの⁶⁷</p>
<p>脚注 ⁶⁸ (略)</p> <p>第8章関係 (略)</p> <p>(参考) (略)</p>	<p>脚注 ⁶⁷ (略)</p> <p>第8章関係 (略)</p> <p>(参考) (略)</p>

デジタル原則を踏まえた対応一覧

1. 代表的な7項目のアナログ規制（目視、実地監査、定期検査・点検規制）について

a-1. 実施主体が事業者の規制について（原子炉等規制法）

<目視規制>

① 工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬時の見張り

法令名	条項	規制等の類型	対応
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第7条の6第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質の使用等に関する規則	第2条の11の10第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第60条第1項第6号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第18条第1項第6号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第32条第1項第6号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第83条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第14条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第34条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第12条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第88条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第25条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第14条の2第1項第7号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化

② 危険時の見張り

法令名	条項	規制等の類型	対応
-----	----	--------	----

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第 8 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 9 条の 17 第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質の使用等に関する規則	第 8 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	第 4 条第 1 項第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	第 26 条第 1 項第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則	第 6 条第 1 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 90 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 23 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 36 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 130 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 20 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第 44 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第 17 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 135 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 36 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化

③ 施設の保全のために行う巡視、点検

法令名	条項	規制等の類型	対応
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 7 条の 4 第 1 項第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化 ¹
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 7 条の 4 第 1 項第 4 号ヘ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質の使用等に関する規則	第 2 条の 11 の 7 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質の使用等に関する規則	第 2 条の 11 の 7 第 4 号ヘ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 55 条第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 55 条第 4 号ヘ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染され	第 16 条第 3 号	目視規制	ガイドの改正／

¹ 「解釈の明確化」とは、デジタル技術の活用が可能であるとの法令解釈を令和 5 年度第 52 回原子力規制委員会資料 3. (1) ③及び(2)に示すことを意味している。

た物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	ハ		解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 16 条第 3 号 へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 29 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 29 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 76 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 76 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 11 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 11 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第 31 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第 31 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第 9 条第 1 項第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第 9 条第 1 項第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 81 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 81 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 22 条第 4 号 ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 22 条第 4 号 へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第 12 条第 3 号 ハ及びへ ²	目視規制	解釈の明確化

<実地監査規制>

④ 品質マネジメントの内部監査

法令名	条項	規制等の類型	対応
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則	第 46 条第 1 項	実地監査	解釈の明確化

<定期検査・点検規制>

⑤ 定期事業者検査

² デジタル庁のホームページに掲載されているデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表では、「第 12 条第 3 号」と記載されているが、本資料では誤記を修正している。なお、見直し完了時期ごとに実施するフォローアップ結果が、デジタル庁のホームページに公表される際は、正しい条文が記載される予定となっている。

法令名	条項	規制等の類型	対応
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第16条の5第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第16条の5第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第16条の5第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第22条第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第29条第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第29条第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第29条第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第37条第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の16第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の16第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の16第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の16第4項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の24第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の11第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の11第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の11第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の20第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第46条の2の2第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第46条の2の2第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第46条の2の2第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第50条第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第51条の10第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第51条の10第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第51条の10第3項	定期検査	解釈の明確化

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第 51 条の 18 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第 61 条の 2 の 2 第 1 号ロ	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 4 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 5 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 10	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 11	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 12	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 13 第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 13 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 8 条第 1 項第 16 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 8 条第 2 項第 19 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 9 条の 3 の 2	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 9 条の 13 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 4 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 27 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 27 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 27 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 27 条第 6 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 28 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 29 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 30 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 30 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 30 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 63 条第 1 項 第 15 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 63 条第 1 項 第 17 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 88 条の 2 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 4 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 13 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 14 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 15 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 16 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 34 条第 1 項 第 15 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 34 条第 1 項 第 17 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 35 条の 15 の 2 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 51 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 52 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 53 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 54 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 55 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 121 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 7 条の 9	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 7 条の 10	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 7 条の 11	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 7 条の 12	定期検査	解釈の明確化

使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第7条の12の2	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第17条第1項第17号	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第17条第2項第20号	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第19条の3の2	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第19条の15第3項	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第12条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第13条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第14条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第15条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第16条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第43条の12の2第3項	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の8	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の9	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の10	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の11	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の12	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第15条第1項第17号	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第15条第2項第18号	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第16条の13の2第3項	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第55条	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第56条	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第57条	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第57条の3	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第58条第2項	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第92条第1項第18号	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第92条第3項第18号	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第99条の3	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第126条第3項	定期検査	解釈の明確化

則			
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 4 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条第 6 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 2 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 2 第 2 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 4 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 4 第 2 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 4 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 29 条第 1 項第 17 号	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 29 条第 2 項第 18 号	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 34 条の 2 第 1 項第 3 号	定期検査	解釈の明確化
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第 12 条第 1 項第 8 号	定期検査	解釈の明確化
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第 12 条第 1 項第 9 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化

a-2. 実施主体が原子力規制委員会の規制について（原子炉等規制法関係）

<目視規制>

⑥ 指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関して行う実地調査

法令名	条項	規制等の類型	対応
-----	----	--------	----

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第 51 条の 33 第 1 項	目視規制	解釈の明確化
---------------------------	------------------	------	--------

<定期検査・点検規制>

⑦ 令 41 条非該当使用施設等における原子力規制検査

法令名	条項	規制等の類型	対応
原子力規制検査等に関する規則	第 3 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化

b-1. 実施主体が事業者等の規制について（放射性同位元素等規制法関係）

<目視規制>

⑧ 工場又は事業所において行われる放射性同位元素等の運搬時の見張り

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 18 条第 1 項第 6 号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化

⑨ 危険時の見張り

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 29 条第 1 項第 5 号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化

<定期検査・点検規制>

⑩ 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 20 条第 1 項第 4 号イ	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 20 条第 1 項第 4 号ロ	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 20 条第 1 項第 4 号ハ	定期検査	解釈の明確化

⑪ 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置の点検

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 7 号二	定期検査	解釈の明確化

⑫ 下限数量の千倍を超える放射性同位元素装備機器の点検

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 14 条の 3 第 3 項第 2 号	定期検査	解釈の明確化

⑬ PET 診断に用いる放射性同位元素を製造する装置の点検

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 15 条第 1 項 第 10 号の 2	定期検査	解釈の明確化

b-2. 実施主体が原子力規制委員会又は登録機関の規制について（放射性同位元素等規制法関係）

<目視規制>

⑭ 施設検査等の方法等

法令名	条項	規制等の類型	対応
登録認証機関等に関する規則	第 18 条第 1 項 第 1 号イ	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 18 条第 1 項 第 2 号イ	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 32 条第 1 項 第 2 号	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 46 条第 1 号 口	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 46 条第 2 号 口	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 60 条第 1 号	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 74 条第 1 号	目視規制	解釈の明確化

⑮ 設計認証又は特定認証機器のための審査にあたって実施する実地調査

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律	第 12 条の 3 第 2 項	目視規制	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 14 条の 3 第 4 項	目視規制	解釈の明確化

<定期検査・点検規制>

⑯ RI 使用施設等における定期検査

法令名	条項	規制等の類型	対応
登録認証機関等に関する規則	第 18 条第 1 項 第 2 号口	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第 12 条の 9 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	第 14 条第 1 項 第 1 号	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	第 14 条第 1 項 第 2 号	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第 12 条の 9 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第 12 条の 9 第 2	定期検査	解釈の明確化

	項		
--	---	--	--

2. 代表的な7項目のアナログ規制（対面講習、往訪閲覧・縦覧規制）について

<対面講習規制>

⑩ 放射線取扱主任者の資格講習、定期講習、特定放射性同位元素防護管理者定期講習

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律	第35条第2項、第3項、第4項	対面講習	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第36条の2第1項	対面講習	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第38条の3	対面講習	解釈の明確化

<往訪閲覧・縦覧規制>

⑪ 登録認証機関等の財務諸表等の閲覧

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律	第41条の7第2項	往訪閲覧	解釈の明確化

3. 記録媒体を指定する規定について

<申請・交付等の方法に関する規定（行政手続）>

⑫ 国際規制物資の使用等に関する規則第7条に基づく報告書の提出方法（光ディスクによる手続）

法令名	条項	規制等の類型	対応
国際規制物資の使用等に関する規則	第10条第1項	記録媒体	規則の改正

<作成・保存の方法に関する規定（民間事業者等が主体）>

⑬ 原災法第11条第7項の規定による記録媒体への記録方法

法令名	条項	規制等の類型	対応
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則	第10条第1項	記録媒体	規則の改正

<特定の記録媒体の名称（FD、CD-ROM等）を指定する規定について>

⑭ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定に基づく記録方法について

法令名	条項	規制等の類型	対応
原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	第4条第1項第1号	記録媒体	規則の改正